

史料

江戸時代 旅宿物語 (七)

渡部英三郎



◎ 「助郷」物語、斷片

かゝる事情の下に、幕府が衰微しゆく宿驛の負擔を軽減して、それを沿道一帶の農村に轉嫁しようとしたのが、所謂助郷制度である。

助郷制度は、さらでだに封建制税制の下に重き負擔に苦しみ喘へでゐた農民の上に苛酷な負擔を加重し、彼等の窮乏を甚しからしめたことは周知されてゐる史實である。幕府の役人や大名などが通過したり、彼等の荷物が運送され

る度毎に、沿道一帶の百姓等は未明に出發し、朝霧を蹈んで、四隣の村々から宿場へ集つていつたが、それは、江戸時代に於いて、最も目立つた道中風景の一つであつたのである。「東海道中膝栗毛」が程ヶ谷の宿に就いて、

斯く口ずさみ打笑ひつゝ傾けし箱枕も耳の根にいたくも響く夜明けの鐘、はや表には助郷馬の嘶く聲(下略)と云ひ、また赤坂宿の黎明を語つて、

鶏の聲萬戸に響きて、ひきつなく課役の馬の嘶き勇まし

く、すでに夜明けければ、彌次郎北八も起出でゝあらま

しに支度とゝのへ、早くも赤坂の宿を立ち出でけるに、

此宿の出端より、跡になり前になり行く、三人づれの旅

人（下略）

と物語つてゐるなどは、助郷村々の百姓等が鶏の聲と共に、宿場をさして集りつゝあつた情景を傳へるものである。夜のしらゝと明けゆく頃、曉を告げる鶏鳴、馬士唄の聲、馬の嘶き、それを聞きつゝ旅装を備へて旅立つ幾人かの旅人、まことに宿場の情景惚ぶべきものがある。

「註」(1) 前文で「東海道中膝栗毛」の著者を西鶴としたのは筆者のとんだ記憶違いであつて、十返舎一九がその著者である。

助郷制度の沿革を系統的に詳細に語ることは本稿の企圖以外に在る（日本交通史の研究などに可なり）此處ではたゞ助郷制度が宿驛の負擔を附近の農村に轉嫁せしめるがために、採用せられた制度であることとして、それが農村及宿驛の衰頹と如何なる關係を有つたかを、一瞥するだけを以つて

満足しなければならぬ。

助郷制度の創始は明暦年間であつて、當時各驛に合して驛馬及助郷馬を定備し、其遞傳を遲滞なからしむるに至り、助郷制度の根底がはじめて定まるに至つた（驛遞志稿）その後、この制度に度々改革が加へられはしたが、然し要するに宿驛の負擔を農村に轉嫁しようとする當局の意圖の一線に副ふ制度であることには變りがなく、それは江戸時代を通じて、殊にその中等以降益々甚しく、街道筋一帯の農村を極度に衰弱させる原因の一つとなつてゐた。

助郷の村々が負擔すべき人馬は、百姓等の持高に準じて賦課せられたが、然し同ざ村内に於いても一般に農業以外の職業に在る者や、その他村役人、歩行（小使や使ひ走り役）等の役を勤める者や、後家などはその課役から免除せられてゐた。例へば三河國渥美郡羽田村などの例によるも、村内に相當居住してゐた神官、禰宜、陰陽師、山伏等の類や村役人、歩行、後家などの特殊な者は皆免除せられてゐたといふ。（1）また助郷人馬の課役が、封建税制の基本的原則に隨ひ、土

地所有者の持高を標準として課せられた結果、その頃次第に、農村に在つても富者の側に立ちつゝあつた商業者を此課役から免れしめるやうな不合理な結果を生じてゐた。彼等は土地を所有する場合たゞその持高に對して賦課せられるだけであつて、彼等の積富の主因を成してゐた商業それ自體の収益に對しては、この重き負擔を免れてゐたのである。

「註」(1) 「日本交通史の研究」

江戸時代に於いて、殊に元祿年代頃以降に於いては、農村に在つても次第に富が商業者を中心として集中しつゝあつたことに就いては「江戸時代の道路を往く」や、本稿の前文でも既に度々觸れる機會があつたが、「勸農策」は更に明かにかゝる事態を傳へてゐる。

在方(農村)一統困窮仕候由、間には豪富の者も相見へ候。是は如何にして富有に相成候ぞと申すに耕作ばかりにて身上仕出候にては無御座、多は酒油店商質屋等にて御座候。一向無商賣の者も皆金借(貸の誤)を仕りその利

息を取て手前よく相成候に御座候前に申通、今の田地は年貢高く御座候故、耕作計にては、渡世出來不申、兎角商人の世の中に御座候。

農村に在つても貧富の新分野が展開しつゝあつた有様を想見し得るであらう。これに反して純農業者は假令相當な持高の者であつても、一般的には漸次困窮化しつゝあつた。

「勸農策」が續いて、

又借銀する者程哀むべき事は無御座候。素より不足仕候故に借銀致し候上に、一割半又は二割等の利息を加へ返濟仕候事、如何にして出來可申哉、夫故に所持の家財、山林、又は年貢安き田畠などは、此借銀利息に皆銀主へ取られ候様に相成候に付き、豪富の者の取持仕候田畠は、年貢安く、加徳御座候田地にて御座候。(中略)又借銀も不仕、身上程々に渡世仕候もの、百家の村に十人には過不申候。殘る九十人、皆困窮の小民に御座候。

と記してゐるところによつて窺はれるやうな状態であつたのである。

それにも拘らず、重き助郷役が、これ等の新富裕者にその積富の主因たる商業収益の關係に於いては課せられず、單に土地の持高のみに對して賦課せられたがために、土地の所有者はその苛重な負擔に苦しみ、破産の運命にさへ陥る者も少くなかつた。「高潰れ」といふ語は、かゝる事情の下に頻出しつゝあつた地主等の破産崩壊を意味した言葉である(同上)何れの國に於いてもまた如何なる地方に在つても、封建制社會に於いて十字架を負ふべき運命に在る者が農業者であつたことは封建制度自體の機構から來る必然の歸結であつて、若し封建政府が、社會經濟發展の新事態に對應し、農業以外の新らしき収入を恒久的な稅制の中に組み入れることが出來たならば、その存続はもつと長期に互り得たであらう。

それは兎も角、助郷村々の負擔は年代の経過と共に益々加重される一方であつた。最初助郷制度の制定せられた當時は、助郷役の負擔を命ぜられる村々の範圍は狭く、宿場の附近僅か一二里の距離に散在せる一圓の村落のみであつ

たが、人馬の使役數が増加してゆくと共に、その範圍も次第に擴大せられ、後には五六里から十里内外に在る諸村が悉く課役せられるに至つた。彼等が最も多く狩り出される時期は、諸侯の參觀交代旅行期に當る春秋の農繁期であつたがために、それがために、農耕の障礙せられることが一通りではなかつた。「助郷考」が、

助郷諸村之が爲に第一に其農事の時を奪はれ、諸作物皆手後れとなり、従前は相應なる村方も忽ち貧村と變ずるは實に恤むべきことなり。

と記してゐるなどは、本制度に依る人馬賦役が殊に春秋の農繁期に課せられたことによつて農村を貧困化せしめる原因となつたことを指摘せるものである。「助郷考」が續いて、奥州街道下野國間々田驛の助郷某村に就き語るところは助郷制の下に蒙つた農民の經濟的打撃が如何に甚きものであつたかを具體的に示すものとして興味深いものがある。要點を摘録して參考に供したい。

奥州街道下野國間々田驛定助郷某村本高八百九十石、新

高百七十石、合千百六十石、此家數七十軒、但百年以前迄は戸數百三十軒あれ共、定助郷のために農作大に衰頹し、漸々其荒蕪地を増して其餘す所の田圃僅かに貳拾餘町のみとなれり。

衰頹の狀想見すべきであらう。

此人口男女老幼を合して三百人、内傳馬役に従事する壯夫五十人は、毎日間々田驛に詰め切り同様なり。其村高に應ずる人口は八百七十人なれ共、農業衰頹の爲めに、五百七十人の不足を生ぜり。

見よ！ 助郷役の苛重さは、村高に應ずる表面上の人口八百七十人の内、實に五百七十人を減少せしめる原因となつたのだ。然かも残る老若男女僅か三百人の人口中壯夫五十人は殊ど毎日間々田驛に詰め切りで、農耕の餘日を有たなかつたといふのである。この一寒村が負擔させられた負擔額に就いて「同書」が續いて、

右一ヶ年人夫勤高一萬四千人、此内馬四百匹、但雇賃錢を以て之に代れば凡金千兩なり。此金千兩も亦平年の槩

算にして、往來繁多なる年には千五百兩乃至貳千兩に及ぶべし

と記してゐるのは(幕府末期の)前掲の如き、農村の疲弊頹衰の事態を肯かしめるに充分でなければならない。今日、汽車の窓から間々田驛を展望しつゝ往昔、この邊りに演ぜられてゐた農民苦役の有様を偲ぶ者は、其處に聲なき苦悶の聲を聽くであらう。

前にも述べたやうに、助郷制度の範圍内は組み入れられた村々の範圍が擴大してからは、課役に服する遠村の百姓等は、服役の當日以外、その前後の日をも、農耕に従事し得ず、徒らに費さなければならぬことが少くなかつた。

「助郷考」はそれについて

四、五里乃至六、七里以上遠隔せる諸村は一日徭役の爲に、前後往返三日を費すを以て已むを得ず(下略)

と記した

凡そ助郷人馬を出すの方たる、明日の夫役に服するものは、大抵宵詰を命じ、終日途上に在て遞傳に従事し、日

汝の頃に及び始めて其課役を免る。其時刻よりは四、五里乃至六、七里以上の郷里に歸り難きを以て已むを得ず其驛中に止宿すれば、則ち服役三日間の食料及房錢を合せ、宿方受負賃錢壹貫七百文の三四倍にも及ぶの恐れあり(下略)

と記し、一日の服役のために、その前後二日をも犠牲としなければならなかつた事情を説明してゐる。同じ事態は既に享保年代の頃にも在つたものと見え、「民間省要」も、村々の人馬集る事、凡そ二千より以上に及んでは、道の程十里餘の郷村を觸出さざれば、其の用不_レ辨物なり、相集まる日三日前よりす。其一日は遠方より來る。一日は人馬の具を改て、矢來場杯を圍て入置、又一日はすでに遣ひ出す。あらましかく三日を限るといへど、大勢の田舎人足常に法令と云ふ事を聞知らず(中略)勤てあくる日一日都合四日では隙をとる事かくの如し。と書いてゐる。そればかりではなく、時には川留其の他不意の出來事などのために、

或は道中川留又は不意の滯に逢ふて、日數相延、人馬矢來の内に苦しむもの多し。是を至つてゆるがせにする時は、人馬いつしか心怠りて其期に出ずして用を缺く。依て人苦しむ馬疲れて病を生じ、あやまちをなす事多し。

といふやうなことも少くなかつたのである。斯如くして百姓等が頻繁に宿場町との間を往來し、其處へ宿泊する機会さへ多くなつて來ると共に、その影響を受けて、彼等の純農村的な生活様態に變化を生じ、それがために、服役それ自體の負擔の外に、また一面間接の失費を多からしめ郷村を疲弊せしめる原因の一つとなつた。「五人組異同辨」は御役馬入足に罷出候馬役、歩行役の者共、前には其所の有合せの粗食を焼飯又は辨當骨柳に入れ、草鞋沓も手作を持參、御傳馬役を勤め、賃錢は聊かにても持ち歸り、神佛へ備候程に尊び、助郷役勤候村方は爲筋にも心得、百姓も富榮え、近來は驕奢著しく、夫食米銘々宅より持參又は宿方にて買上げ、助郷定宿を頼み置き、木錢を出し野菜も調へ相賄ひ、晝辨當は宿の間の人馬建物茶屋に

て買喰、酒肴も致し、草鞋は買用ひ、剩へ柔弱者は宿人足を買上げ御傳馬を勤め、己れは遊興に耽り、又は賭の勝負事に携り候者も有之、一流の驕奢も是より心得候族多き故、連々助郷村々、困窮に陥り不屈の事に候、自今以後奢侈を防ぎ、儉約を専らに致し、右例に復し可申、若背くもの有之竊に可訴出ニ事

といふ禁止令を掲載してゐるが、それは縦令時代の推移を一片の禁令によつて阻止し得べきものと考へ勝ちな、カチ／＼な舊型役人の助郷觀であるにしても、助郷村々の大衆の、宿場町への結び附きが自然にまたは不可避的に、彼等の生活を謂はゞ都會化せしめ、隨つて農村自體が自給自足、經濟から次第に貨幣經濟の渦卷中に捲き込まれつゝあつた面影を傳へるものとして興味深い。かくてさらぬだに苛重な助郷役に因つて急速に貧困化しつゝあつた助郷諸村は一面また、貨幣經濟の發達によつて、農村が陥るべき必然の運命を辿りつゝあつたのである。斯うした四隣村々の困窮は、直ちにまた宿場町に衰微を齎らす原因となつて現

はれて來た。

◎ 宿場町と助郷の村々

宿驛の所在地（宿場）には自然に人口が集中し、商家が軒を並べて地方々々の盛り場となつた。旅宿や料理屋や、所によつては娼家さへあり、また見世物興業物の類なども催されて、其處は素朴な地方的歡樂の巷であり、同時にまた物資の小集散地でもあつたのである。

勿論同じ宿場であつても、例へば東海道のやうな主要街道筋に在つた重要な宿場と、それほど重要でもない山間の小宿場などでは全く異なつた相貌を呈してゐたことであらう。「民間省要」は東海道諸驛の、さまざまな相貌や情景に就いて「五十三次は五十三色にして其地の體、其地の用、其地の人、其地の利各不同あり」と冒頭してから次のやうに述べてゐる。

驛有、其所元より繁昌にして地廣く、人家多く山により海に臨みて佳景あり、諸國の廻船着岸の地、又は江城下の遊客盤旋する所也。誠に楓橋の夜泊とも云つべし。此

地の人は、日々艷色の洞を以て金銀を釣事、蟻の蜜に付くが如くなれば、此餘慶を以てはいか様にも往還の用に達するの金銀は事の缺る事有まじきに見えながら（下略）と記してゐるのは、古來からの海陸交通の要衝に在つて商家が繁昌し、賑やかな繁榮ぶりを呈してゐた主要な宿場に關するものであり、續いて

驛あり、山中なり、所狭く貧地、さして常に旅人の泊りすくなく（中略）皆所の困窮なり、只其の所の百姓、在々助郷の村々律義成にて先ともかくも往還の用を辨ずといへども、不斷事の缺るのみにて、良もすれば往來人馬滯る。

と云ひまた

驛有、其所山海をはなれて市場あらず、又山林空地一步の餘慶なし。年來困窮の地にして皆貧人なれ、朝夕卑賤の事のみを生長して、善事を知らず、生るゝも、又生るゝも、其氣を受其風を慣ふにより、代々邪の事を心とし（中略）其所年來扶持に連て困窮して、退轉屋敷多き

也。後々は其町の役屋敷立家ともに只くれても貰らふなし。

と云つてゐるなどは、山間の邊鄙な地方や、または主要驛と主要驛との間などに在つた小宿場などに就いて語つたものであらう。然し少くとも元祿時代に至る頃までは、宿場町は尙發展の傾向を一般に示してゐた。ケンペエルが「江戸參府記」中で「吾人が途中にて過ぎたる都會、市邑、村落に於ては、多數の店舗は時々街路の兩側に沿ひて、殆ど空地なき迄に櫛比して、盡く之を占むることもあり」と記し、また

日本大島（本州）の大街道に沿ひたる村々には、農夫に出會することは少なく、他の色々の身分なる住民に出會ふ方多し。此等人民は日々の賃錢にて業に就き、奴僕の使用をなし、又は種々細かき物を旅客に賣る人々なり、されば、此村には兩側に軒を並べて、たゞ長く延びたる町通りより成り、國道はそれを兩側に見て貫くなり（同上書）と記述してゐるのは、東海道筋に次から次へと展開して

ゐた宿場町の相貌や情景を彷彿たらしめる(宿場町ばかりでは
はないにして)ものであらう。軒並に連なる小店舗のあまりに多きを
見ては「吾人は顧客が何處よりかくも寄せ來り、かく澤山
の賣主は如何にして自らを養ふかを、解し得ずして性み驚
くばかりなり」と云はしめ、またそれ等の町や村の住民の
構成に就いて、其處に住む者の多くが農夫ではなく、小賣
商人や其の他の者が多いと云つてゐるのは、其の頃既に宿
場町の多くが商業都市的色彩を帯びつゝあつた事實を傳へ
るものである。そしてまたケンペエルが續いて同書の中で
「町通りの長きため一村は時として殆ど一里の四分の一も
隔たれる次の村まで達することあり、かくの如くして一村
が次第に増長して、他村と連絡すること少からず」と述べ
てゐるのは、前にも觸れて來たやうな當時に於ける農村か
ら都會への人口集中の現象と照應せる事態を示すものであ
つて、その頃尙宿場町が活潑な發展を遂げつゝあつた事實
を物語るものでなければならぬ。

云ふまでもなく宿場町は、宿驛制度を中心としてその發

展が促されたものであつて、問屋と旅宿とを町の中樞とし
て成立したが、元祿年間の頃になつて來ると、それ等の建
物を中心として人戸が激増し、商賈が軒を連ねて賑やかな
盛り場になつてゐた。宿場町に充ち満ちてゐた小店舗は獨
り上下往還の旅人を顧客としてゐたばかりではなく、四隣
一圓に點在してゐた農村も彼等にとつて不可欠な顧客を成
してゐたに相違ないであらう。右に引用して來たケンペ
ルの記述に窺はれるやうな多數の店舗は、縦へその少から
ざるものが半農半商の状態(如何に屢々舊宿場町などに現在も
あることであらう!)に在つたとしても、單に往還の旅行者のみを目標
としてその營業を營んでゐたものとは考へ得られないので
ある。四隣村々の農家では、若者達や、娘達の、一生一度
の婚嫁衣裳やその他の要具などを、恐らくは其處の市場に
求めたであらう。京、大阪や江戸などの本場に高價な品々
を需める者は近郷近在に聞ゆる豪家の人々に限られてゐた
ことであらうから。そしてまた鋤、鉞、鎌などをはじめ、
農夫の手で製作し難い農具なども、一通りは宿場の店舗に

取り揃へられて、彼等の注文を待つてゐたであらう。また一面、最早や貨幣の手段によらずしては、其の日／＼をさへ過し難き事態が漸く齎されてゐたから、農夫等はその生産物を時々錢に換へる必要に迫られてゐたに相違ない。そしてそれ等の農産品を賣却し、または他の必要な物品と交換すべき市場は、多くの場合恐らくは宿場の店々であつたであらう。明治末期から大正初頭の頃へかけてまで、田舎の小さな町や村の商店などに見かけられた、百姓と商人との物々交換は、當時の宿場町に於いてはもつと原型的な形に於いて、盛んに行はれてゐたであらう。

かゝる事情の下に、宿場はまだ地方の歡樂の中心ともなつた其處に軒を並べてゐた。旅宿や料理屋、その内部に巢喰つてゐた特殊な女の群、宿場全體を彩り包んでゐた淫蕩な雰囲気などに就いては、前に觸れた通りであるが、一面常設ではないにしても、芝居や輕業などの類が頻繁に興業されたり、土地の若者や娘達などが演ずる素朴な「村芝居」などが催されたりして人々を樂しませてゐたのである。幕

末も近い天保七年の頃豊前國宇佐郡下乙女村に關して「五人組異同辨」が

宿町村々の内に、芝居道具衣裳貸候者有_レ之ば可_二訴出_一、

若村役人五人組乍_レ辨、見聞遁すに於いては、急度可_二申

付_一事

と令した禁令を記してゐるなどは、從來から宿場や宿場近き盛り場などで催されて來そつたうした娛樂の類が、水野越前守によつて斷行せられた反動的緊縮政策のために、一時的にもせよ、禁斷せられた有様を傳へるものである。それは兎も角、宿場を地方的歡樂の中心たらしめてゐたそうした娛樂興業物の類なども、獨り宿場在住の人々や、旅宿に宿泊滞在してゐた旅行者ばかりを目標として行はれたものではなく、近隣一圓の農民等をも目當てとして行はれたであらう。ことは想像に難くない。

ところが、前にも述べたやうに、苛重な助郷役が重要な原因の一つとなつて、四隣の村々が極度に疲弊し、その購買力を失つてゆくに隨つて、彼等を顧客としてゐた宿場の

商賈は衰微し同時に娛樂興業の類なども次第にさびれを見
せて來たであらう。かくして宿場は一面宿驛制度それ自體
の衰微によつて衰頽に導かれると共に、他の一面また助郷
村々の疲弊によつて間接に衰弱への途を辿るべく運命付け
られてゐたのである。

右に述べたやうに、宿場は近隣一圓(前文に記せるやうに
ら十里四方に)の村々と密接な利害によつて結ばれ、結極・
四隣の農村の繁榮が、宿場を都會として發展せしむべき重
要な條件を成してゐたに拘らず、悪く人ずれのした宿場の
役人(問屋、名主、年寄など)等はその共通の利害を基調
して、農村へ提携の手を述べようとせず、却つて幕府や
諸大名をはじめ封建貴族層の往還によつて強制せられる宿
驛の負擔を、不當に助郷村々へ轉嫁することなどに悪智恵
を絞るに過ぎなかつたのである。そうした悪智恵の一例を船
橋隨庵「助郷考」の記述に見出される。即ち

之に加ふるに、問屋役人等種々の奸曲を働き武家の往來
には其時に多數の人馬を出さしめ(下略)

とあるのは、宿驛の係員が不當に重く、人足馬匹の課役
を助郷村々に負擔せしめて、宿驛が當然に負ふべき負擔ま
でをそれに轉嫁するなどの不正を行つてゐたことを示すも
のである。また最初宿驛から一二里乃至二三里に限られて
ゐた助郷村々の範圍が、所要人馬の増加と共に益々擴大せ
られ、他の機會にも觸れたやうに、六七里から十里四方と
云つたやうな、廣大な地域にまで互るやうになると、助郷
村々の人々は一日の課役に服するために、前後三四日も空
しく費す結果となり(前文)その負擔に堪へ切れなくなつて
來たので、人足馬匹を出役させる代りに、一定の錢を以つ
てその課役を宿驛に於いて請負ふやうな制度に自然に生じ
て來たが、其處にもまた悪どく人ずれのした宿驛役人等の
奸智が働き、非曲が平氣で行はれてゐたのである。

何れも涙を飲んで其受負(宿驛の
請負)を依托する者多し(助
郷考)

といふ記述は、宿驛の課役請負額が不當に高價であつた
事實を物語る。助郷の人々の中には、宿驛への道遠くして

出役すれば三、四日も空費しなければならぬやうな状態に置かれてゐる者があつたから、彼等は不當に高價と知りながら、涙を飲んで宿驛側の請負に委ねるより外なかつたのである。「助郷考」が續いて

又宿方(宿驛側)に於いては件の雇賃(請負によつて助郷から受取る人馬雇賃のこと)を受取り、多く雲助と名づくる無頼者を抱へ置き、假令

は其金千兩の中僅かに、二三百兩を以て、彼の雲助等を傭使し、其餘は皆問屋役人等の利得となる。此等の事情あるが故に、宿方に於いて、常に助郷諸村の正人馬を出すを嫌ひ種々の謀計を以て助郷諸村の正人馬を出すを防止す。且つ其正人馬を出せざる郷村と雖も、傳馬役の人馬を出せるものに一人として其賃錢を得たる者なし。(中略)剩へ其些少なる賃錢も亦問屋等の爲に横領せられて助郷の手中に入らざるなりと記してゐるのは、宿驛側の助郷に對する非曲奸謀を赤裸々に具體的に曝露せるものである。何時しか「雲助的」に悪づれた宿驛側の當事者は、純朴な助郷の人々から、

傳馬役請負錢として受取つた請負金の精々二、三割を以つて、雲助の輩を僱ひ入れて、課役を果し、自餘の六、七割をソツクリ懐に收めてゐたといふのである。

宿驛側の助郷村々に對する不正は、遂に助郷側をして憤激せしめ、時として彼等は百姓らしき一徹さを露出し、宿驛側に對して對立の姿態を示すことも稀れではなかつたといふ。「驛遞志稿」が

萬治元年已に驛傳(宿驛)其附屬助郷を酷使する弊風ありて(中略)之が爲に其驛傳に背き、官其附屬を命ずと雖も怨訴して之を肯せず

と述べてゐるなどは、そうした事態を傳へるものに他ならない。そして宿驛と助郷諸村との間に於けるかゝる對立抗争は、兩方の窮乏が甚しくなるに隨つて、益々激化する一方であつた。そして此後期封建制交通制度が存在を續けてゐる間、根絶することがなかつたものゝ如くである(日本交通史の研究)